

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路

太間排水機場 主ポンプ設備改修工事(2号機)

1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の No2 主ポンプ設備について、長寿命化計画に基づき、分解整備などの改修工事を行うものである。この主ポンプ設備は、本機場向け特注製作の設備であり、製作者固有又は独自に開発した技術等が採用されていることから、業務の遂行は設計製作したものに限定される。仮に製作会社以外で請け負った場合、システム構成や構造等の詳細がわからないため改修することができない。また、改修ができたとしても思いもあるよらないところに影響が出る恐れがあり、トラブルが発生した際には責任の所在が分からなくなる。以上より、工事を実施できる業者は、本設備の製作会社である株式会社電業社機械製作所が唯一である。

よって、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。